

第 8 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 1 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第8回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月10日(木) 午前9時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 (11名)

1番	田口元	2番	小笠原正光
3番	中村和廣(会務報告後入場)	4番	安保春喜
5番	石鳥谷義行	6番	高谷秀和
8番	福島美紀子	9番	成田彩子
10番	阿部弘子	11番	児玉廣進
13番	兎澤悦雄		

4 欠席委員 (2名)

7番	阿部聖	12番	柳沢誠
----	-----	-----	-----

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 会務報告
- 第4 議事録署名委員の選出
- 第5 議案審議
 - 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 非農地証明申請について
 - 議案第36号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第37号 鹿角市農業振興地域整備計画(案)について
- 第6 その他
- 第7 閉会

6 事務局職員

事務局長	山崎孝人	主幹	阿部友美範
主任	柳澤将太		

7 議事録署名委員

4番	安保春喜	委員
5番	石鳥谷義行	委員

8 会議の概要

事務局長	修礼を行いますので、皆様ご起立のほうお願いいたします。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席10名であります。欠席委員は、3番中村委員、7番阿部委員、12番柳沢委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。
------	--

会 長 事 務 局 長	ただいまより鹿角市農業委員会第8回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶よろしくをお願いいたします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。
議 長 事 務 局	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 （中村和廣委員入場）
議 長	会務報告ですので、よろしくご了承をお願いいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） それではご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 4番の安保委員、5番の石鳥谷委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。どうかよろしくお願いいたします。
議 長 事 務 局	最初に、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、39件、田んぼが287件、面積が31万1,488.68㎡、畑が33筆、3万1,056㎡です。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号21番を議案書を基に説明】 解約の理由ですが、本件土地を宅地に転用したく、農地法第5条許可申請をするためとなっております。今回の5条転用に当該地が出てきますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。 受付番号22番から飛びまして15ページの受付番号59番までなんですが、こちら末広の圃場整備の関係で換地が終わりまして、これまで契約していた中間管理を一度解約しまして、換地後の中間を結ぶためにこの後出てくるんですけども、中間を結ぶために一回解約するための報告となっております。その上で、全部読みません。時間を取って、中身を確認していただければと思います。 以上です。
議 長	説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言をいただきたいと思います。

安 保 委 員	なお、このファームの案件ですけれども、どうか目を通してながら、何かこう質問等ございましたら発言をいただきたいと思います。何かございませんか。安保委員。
事 務 局	4 番安保ですけれども、これ今解約した中でいけば、また今度公社とここが契約して、公社とファームの契約ということになるんですか。
議 長	そうですね。この貸し借りの仕方が今とは違うんですけれども、昔はまず貸す人がいまして、中間管理機構に貸します。それを使ってまた貸すという感じにしていまして、今そのためにちょっとこう上下同じのが出てくるんですよ。今回の集積計画のところで、この解約した農地が再度中間で結ぶという形で出てきます。ただ、大体ほぼイコールという感じで出てくるので、それはもう換地後なので、この今書かれている地番が丸々出てくるわけではないんですけれども、換地後の農地がこの後中間で貸すという形になります。
委 員 一 同	よろしいですか。
議 長	ほかにはございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	よろしいですか。(「はい」の声あり)
委 員 一 同	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
事 務 局	次に、議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の 1 6 ページをお開きください。 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が 4 件、田んぼが 2 筆、1, 6 6 8 m²、畑が 2 筆、1, 1 2 2 m²、一時転用が 1 件、畑が 1 筆、5 0 0 m²です。 1 7 ページをお開きください。 第 5 条 【受付番号 2 4 番から 2 8 番を議案書を基に説明】 続きまして、位置図のほうをご覧ください。 こちら 1 ページが、受付番号 2 4 番の申請地の位置図となります。高校のグラウンドの北側にあります農地が、今回の申請の対象となっております。 ちょっと 2 ページ見ていただきますと、どのような利用をするかという利用計画図がこのように上がってきております。こちらですけれども、高校の工事の関係で、先ほど言いました共同企業体が、プレハブ等を農地法の許可を得ないでプレハブを置いてしまったために、今回追認が来ております。 また、ここ農業法人さんで借りているようなんですけれども、今回申請する前にもう話がついているということで申請書類を頂いております。なかなか農地に物を置く

のに申請が必要なのが分からなかったということ。また、今年建設会社とか周りのほうで、畑にこういう工事用のプレハブとかを置くというのが分からなかったということもあり、ほかの企業さんから指摘されて、今回申請してきたようでした。

こちらプレハブ2棟と、鉄板というか何かプラスチックのこう網目状の板状のものでこう地盤を沈まないように保護しているようでしたので、その利用に関してはそれまで影響はないのかなと思って見てまいりました。

続きまして、3ページのほうをご覧ください。

こちら受付番号25番のアパート建設の申請地となります。真ん中に走っているのは線路ですね。その左側になります。こちらは鹿角地域振興局から300メートル以内にありますので、3種農地ということでまずアパートを建てるができるということになっております。

次、4ページを開いていただきますと、このようにつぼのような形の土地にこんな形でアパートを建てるということになっております。何でこういう形かというのを確認しましたら、昔、右上のほうに家が建っていまして、そのときにもともとこの方の土地だったんですけれども、まず当時このような形で分筆したのを許可してしまって、残ってしまったんですね。一般住宅が建てられないために今回アパート建設を兄弟で行うということで、今回申請が上がってきているようでした。いびつな形なので、なかなか家も建てられないということでした。

次、5ページをお開きください。

こちらですけれども、八幡平の商店の南東側で、集落の自治会館の西側に位置している農地となります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

この農地なんですけれども、一応農地法の運用の中で一般住宅は500㎡が基本であるということで県の指導が入っているところではありますが、これを見ていただくと分かるとおり、この住宅まで行く道が40メートルぐらいありまして、ここ市道ではなく、土地改良が管理する農地かつあぜ道になっております。そのために、ここに行くまでに毎年冬は除雪しなければなりません。その除雪の雪を道路に捨てることはできないので、自分たちの敷地内に置きたいということで、まず500㎡を超えた600㎡で今回申請が上がってきております。やっぱり八幡平の大分上のほうになりますので、積雪量も多いと。県のほうで積雪量のデータを出しているところがあるんですけれども、やはりここら辺はとても降るということになっておりますので、まずその雪置場のために100㎡多く申請したいというのも、まず理解は可能かなと私は考えております。

あと奥さんのほうの実家がすぐ自治会館の前にありますので、そういう関係もあって、実家の近くに家を建てたいということで今回申請が上がっております。

集落接続というと、集落に密集している、例えば隣に家があるとかという感じでなければ本来はならないんですけれども、県に確認したところ、こういう場所みたいに転々と集落が点在している場合は、特殊な事例ということで、許可相当ではあるだろうと。あとは、各農業委員会さんで判断してくださいということで意見を伺っておりますので、ご審議のほうをよろしく申し上げます。

		続きまして、7ページをお開きください。 こちら受付番号27番です。こちらは集落の入り口になります。ちょっと上にある道路が今のバイパスではなく、旧道のほうのバイパスになります。線路を越えまして、南側にある農地となっております。 こちら、8ページが利用計画図になっております。 本来最初農業用施設ということで、まず200㎡なければ転用は要らないのかなと思ってまいりましたが、私も現地確認したところ、結構何十年ももう10年以上は経つ、農地として使っていないですし、雪捨て場と多分通路として通っているようで、一部その北側にあるお墓のところについている道路なんですけれども、アスファルトが敷いてあり、あまり農地としては使っていない、実質宅地として使っているようにしたので、転用したほうがいいのかということで今回申請が上がってきておりました。 続きまして、9ページのほうをご覧ください。 受付番号28番、こちらは小学校の東側にある農地となります。こちらは5月か6月ぐらいに農業振興地域の除外の申請が上がってきて、許可をしたところとなります。 10ページを開いていただきますと、こちらが土地の利用計画図ということになっております。 前に説明したとおり、試掘をしなければならなくて、1回試掘したら土器のようなものが出てきたと。でも、担当のストーンサークル館としては正確な判断がまだできないということで、明日再度試掘をするとのこと。まだ正式に本掘が必要だという判断にはなっていないようで、これまでも水道課とか市道の許可なども、協議中でも普通に許可を出しておりました。それと同じ対応で今回はまだ本掘が必要だということが出ておりませんので、今回総会に上げております。本当に本掘が必要だとなった場合には、結局申請の期間が大幅に変わりますので、そこは業者のほうと申請者のほうで取り下げるか、何年か、2年とか何年かスパンを持って変更申請をかけるということになろうかと思われます。 次に、この現地確認の一覧表をご覧ください。 こちら受付番号24番から28番につきまして、3班に確認いただきまして、申請は妥当であると判断いただいております。 以上です。
議	長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地確認に行った委員より、補足があればご発言をいただきたいと思います。まず、5番の石鳥谷委員はどうですか。
石鳥谷委員		石鳥谷です。事務局が説明したとおりでして、おおむね適当と思われました。
議	長	もう一方、児玉委員はどうですか。
児玉委員		私も同じく、申請は妥当としてきました。
議	長	それから、次に阿部弘子委員はどうですか。
阿部委員		当日すごくお天気がよくて、どういうところに家建てるんだろうかなというので行ってきたんですけれども、あの集落の自治会の下のほう、確かにそこに入るまでに途中から砂利道に、砂利道っていうんですか、本当に農道でしたけれども、思ったほど

議長 成田委員 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	本線からは外れてなくて、自分で除雪するという、そういう話していましたが、分るかなという感じでした。一般住宅建てるにはちょっと広いなと思いましたけれども、先ほど事務局さんのおっしゃるとおり妥当だと思って帰ってきました。 それでは次に、成田委員はどうですか。 私も事務局さんが説明したように、やっぱり宅地、しっかりした宅地でした。小屋を建てるとかという感じでしたので。 ご苦労様でした。 それでは、ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言いただきたいと思います。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局	次に、議案第35号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 議案の19ページをお開きください。 議案第35号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、2件、田んぼが1筆、25㎡、畑が1筆、1,516㎡です。20ページをお開きください。 【受付番号11番を議案書を基に説明】 非農地の事由ですが、年月日不詳で原野となっているため、また、狭小地であるためとなっております。 【受付番号12番を議案書を基に説明】 非農地の事由ですが、昭和45年頃より耕作を止めたことによるとなっております。備考で、現況は山林とまではいかないですが、原野となっております。 続きまして、位置図のほうをご覧ください。 こちらですけれども、11ページ、受付番号11番、こちらは建設会社の倉庫の北側に隣接している農地となります。自分の土地だと思って、最初原野だったんですけれども手をかけてしまったということで、後から調べたら個人のものだったということが判明したそうです。まず、農地として使えるかという話になりまして、明らかに25㎡で、ここの三角の上に水路が走っていますし、上のほうには田んぼが1、2、3つあるんですけれども、実際のその左側のほうは休耕地になっていまして、上の2つしか使っていない状況なんです。その隣にある農地、ちょうどその農地があるんですけれども、その三角の上は、鹿角市の普通財産という土地になっているんですね。実質通路にしていまして、特段その上の農地と一体として使う理由がないというか、使えないのではないかなということで話を聞きまして、現地確認を行っていただきま

		した。 続きまして、１２ページをお開きください。 こちらは小学校の南西側にある農地となります。この申請地の周りを見ていただくと、白黒で分かりづらいんですが、山林化しています。実際現地は木も何本か生えているようで、確かに草刈りとかはしっかりされているんですけど、何か随分使っていない、本当に山の一部という形のような感じです。あと日当たりもそんなによくないですし、農地としてはどうなんだろうなということで、現地確認を行っていただいております。 続きまして、一覧表のほうをご覧くださいと思います。 こちら受付番号１１番、１２番につきまして、２班に確認いただきまして、いずれも申請は妥当ではないかと判断していただいております。 以上です。
議 長	阿 部 委 員	事務局の説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より補足があれば、ご発言いただきたいと思います。まず、阿部弘子委員はどうですか。 農地パトロールのときに行ってきたんですけども、本当にこのテープの囲んでいるぐらいの面積でして、やはり手をかけられた後だったらしく、ピンをこう三角に打っていました。本当に水路と何かに挟まれて、本当に狭小地だったので今ので妥当だと思います。
議 長	石 鳥 谷 委 員	それから、石鳥谷委員はどうですか。 ５番石鳥谷です。ここは崖の中腹にあるところで、農地としては発展性のないところ、もう林で囲まれてですね、真っ暗な状態の原野、木、まして雑木林みたいな状態でした。機械も入っていけないようなところで、農地としては今の現在の農業としての、農地としての価値はないのかなということで、もうやる人もできないのかなという感じでした。申請は妥当だと思います。
議 長	事 務 局	あとは、次のここは何ですか、森林植林とかそういうのもできるような状況の場所なんですか。 森林ですか。確かに大きい機械は入れないんですけども、逆に植え付けたとしても切るとき、実はこの所有者がここの家の人で、ここを通らないと行けないんですよ。だから、道がなくて、木を植えても取り出せないのではないかなというのがありますので、まず一応この方が今のところ草刈りもしており、土はこう固いんですけども管理はされているので、まず現状維持で管理してもらえれば、ちょっと森林もなかなか厳しいかなという感じでした。
議 長	事 務 局	家が建っているところは低い。 ここって高いんでしたっけか。
石 鳥 谷 委 員	事 務 局	上が高くて、昔梵鐘のあったところだね、鐘つき堂があったところ。
事 務 局		ですので、やっぱり石鳥谷さんもやっぱり木を植えるのはちょっと入れないですよ、機械。
石 鳥 谷 委 員		うん、それは入っていかれねえな。
事 務 局		家通らなきゃならないですもんね。
石 鳥 谷 委 員		うちの場合、車も家の脇に置いて入っていったから、見に行くときも登って行って、

事務局 石鳥谷委員 議長	三差路あるでしょ。あの手前のところから左さ逆にこうUターンかかって上がるような。車上がるかどうかって。 申請地のすぐ本当、右斜め下のところですね。で、入れないという。 家の前まで舗装しているんだけど、坂も急で狭くて。 やっぱり農地としては不向きという。そうですか。 ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委員一同 議長 委員一同 議長	(「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局	次に、議案第36号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます 議案の21ページをお開きください。 議案第36号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、6年未満が20件、田んぼが53筆、14万5,412㎡、畑が12筆、1万8,314㎡、6年から9年が2件、田んぼが10筆、1万9,706㎡、畑が1筆、160㎡、10年以上が2件、畑が8筆、1万3,386㎡。今回、所有権移転特例事業が1件、田んぼが4筆、1万6,772㎡となっております。 22ページを確認ください。
議長	利用権設定 【受付番号244番を議案書を基に説明】 説明が終わりましたが、ご質問があればご発言いただきたいと思います。 委員案件がございますけれども、244番こちらを先にご審議いただきたいと思います。
委員一同 議長	(「なし」の声) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同 議長	(「異議なし」の声) そのように決定します。 それでは事務局、続けてお願いします。
事務局	利用権設定 【受付番号245番から246番を議案書を基に朗読】 23ページをお開きください。 こちらが先ほど解約で出てきました換地後の中間管理の契約となります。そのため、

議 長 安 保 委 員 事 務 局	今回量もありまして読みませんので、後ほど時間を取りますのでご確認いただければと思います。 飛ばしまして、３０ページをお開きください。 こちらですけれども、委員案件となります。今日は柳沢委員お休みですけれども、受付番号５番、こちら特例です。 所有権移転 【受付番号５番を議案書を基に朗読】 柳沢委員が経営しております法人が受け付けるということになっております。実質、もともと柳沢委員が経営しているところと農地として使っていないところも一緒に受けるんですけれども、柳沢委員が農地として使えるように改良するということで、今回売買契約をして申請が上がってきておりました。 今、私の説明が終わりましたので、ちょっと時間を取っていただいて、２３ページから２９ページの間管理のほうを確認いただければと思います。 以上です。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問があればご発言いただきたいと思います。安保委員。 ４番安保ですけれども、貸借期間について、いろいろこうまちまちあるんですけれども、これは何かわけがあって統一できないのかなんでしょうか。 これを持ってきたのが農業公社なんですけれども、今回聞いたところによると、ほかの貸借期間がそれぞれ違う。何ですかね、全部一律にはできないんですけれども、ある一定の期間があるみたいでして、その第１区分、第２区分、第３区分みたいな、それに合わせる形で終期を決めて契約しているようで、いずれその何かの区分に当てはまるような終期にしているそうです。 ちなみに今回、災害の関係で賃料を何とか下げたい。換地前の契約だと、換地後ってちょっと減るみたいで、面積がもともと１００だったら９０とかになって、その分賃料が本来は下がるんですけども、その賃料を何だって今の現状に合わせたいから契約してほしいということで、農業公社に問合せがあって、今回急いでかけたそうです。だから、本来は来年かける予定だったんですけれども、やっぱり賃料が災害もありまして、賃料を下げたいということで、今回再契約したいということで今回上がってきていました。 ほかにはございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	それでは、次に、議案第３７号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。 ３１ページですね。

議案第37号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。

農地別内訳ですが、除外が3件、畑が6筆、6, 238㎡です。

続きまして、こちら参考資料というのをちょっと確認いただければと思います。

【受付番号1番を議案書を基に説明】

変更の理由としましては、内容を割愛すると、お寺で駐車場がないために駐車場にしたいという申請のようです。

【受付番号2番を議案書を基に説明】

こちら内容が複雑というか、現在ここ畑になっているんですけども、昭和の頃から実際家が建っていきまして、転用があったのかなかったのかも分からない状況でございます。この家を事務所にしたいということで農業振興課のほうに相談した後、こちらのほうにも来て、まず最初に農用地区域の網がついていることから、まずそれを外してから考えようということで今回申請が上がってきております。

一応その事務所があり、この方が実家を法人化しまして、実家に今事務所の住所があるんですけども、実際直線距離800メートルぐらいしかないのに、事務所にする予定と聞いています。一応集落接続の中で家だけではなくて、集落に住む人が仕事のために建てるのであれば、まずそういう建築物を建ててもいいよというのがありますので、転用的にも許可はできるのかなと考えております。

続きまして、次のページ行っていただきますと、もう一つ案件が出てきます。

【受付番号3番を議案書を基に説明】

こちらは先月ボーリング調査を許可した案件になりまして、そちらも農業振興地域の網がかかっておりましたので、今回外して、その後第1種農地にします。それであれば土地収用法の中の電気事業法の事業に合致しますので、農地法的にも許可相当であるというのを国の機関と県の土地収用法担当と農林部からは許可相当ではないかと聞いております。あとは農業委員会の総会を受けてということになりますが、農振外してからなので、来年の6月か5月ぐらいに申請が上がってくるのではないかと想定しております。

こちら詳しい位置を説明させていただきたいと思います。

1ページ、カラーで位置図が載っております。

受付番号1番につきましては、西町のお寺の本当に目の前の位置になっております。

次のページ、No. 2を開いていただきますと、このような形で駐車場にしたいということで申請が上がってきております。駐車場が狭くてお盆とか結構危ないので、そのために新しい駐車場が欲しいということで伺っております。

	あと、農地法的にも2分の1の開発であれば、既存の施設の2分の1の面積であれば転用もできます。お寺自体の敷地が1万㎡で、5,000㎡まではできるようなので、今回全部で2,000㎡ぐらい。なので、まず問題はないかなと。 で、次のページのNo.3ですね。こちらが、先ほど言いました農地となります。写真を見ていただきますと分かる通り、こんな形で家が建っています。後ろのほうもやはり生け垣とか生えていまして、実質農地ではないなということを、現地写真を見て確認しております。 続きまして、No.4をちょっと確認いただければと思います。こちらは以前にも説明しましたが、十和田湖に行く丁字路が北にありまして、そこから下がって行って、下の部分になるところです。こちらの向かいに変電所がありまして、やはりこう風車が右上にあるんですけれども、管理ができないということで、仕方なくここを選定したというようです。まず、こちらは外した後に、4月か5月に来ると。 除外について、説明は以上です。
議 長 事 務 局	説明が終わりましたが、何かご質問があればご発言願います。 現在の風力発電では、やっぱり容量というか、その蓄電のそれはかなわないと。蓄電ができなくて、結局電気って波があるみたいで、発電して毎回同じ値段だとい
議 長 安 保 委 員	いんですけれども、需要と供給の関係で、値段が高いときと低いときとあるんです。だから、高いときにいっぱい発電して売ればいいし、低いときに蓄電して、何ぼでも高いときに売るというために蓄電池を置きたいという話だそうです。
事 務 局 安 保 委 員	ほかに何かお聞きになりたい点あったら、発言いただきたいと思います。安保委員。 すみません。4番安保ですけれども、2番で、農産物の生産加工及び販売とやっているのあるんですけれども、農産物は何を作るの。
事 務 局 安 保 委 員 事 務 局	トマトとかで、何か缶詰とかを作りたいと言っていました。 工場があるの。
事 務 局 議 長	まだ工場はなくて、今予定で。この事務所を使ってそういう加工もするのではないかなと、一軒家です。 今、米、トマトもやっている。
議 長 委 員 一 同	ほかには何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声)
議 長 委 員 一 同	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。